

## 本市の対応状況について

区分	これまでの対応状況（数値は6月25日時点の基本）	前回会議（4月9日）以降の新たな取り組み	国・県の主な対応・要請等
体制強化	<p>(1) ワクチン接種に向けた準備 新型コロナウイルスワクチンの接種に向け、「コロナワクチン対策室」を設置（2/8）</p> <p>(2) 感染対策局の強化（4/1） 安全統括室と広報相談室を「感染対策統括室」として統合 感染対策局に12名増員</p>	<p>(1) 副市長をトップとする「感染対策特別本部を設置」（4/28） 緊急的な病床の確保とワクチン接種体制構築のため、特別本部を設置。</p> <p>(2) コロナワクチン対策室の大幅強化 ワクチン接種をより早くより丁寧に実施するため、「コロナワクチン対策室」へ5、6月に5回の人事異動、32名の増員</p>	
検査・医療体制	<p>(1) 検査体制（資料1参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R2.4/5より、あかし保健所でPCR検査を実施</li> <li>・R2.5/4より、1日当たりの検査数を最大18検体から60検体に拡充 PCR検査機器を2台増設（合計3台）及び検査員を3名増員（合計5名体制）</li> <li>・R2.7/18より、鼻咽頭ぬぐい液に加え、唾液を用いたPCR検査を開始</li> <li>・R2.8/13より、1日当たりの検査数を最大60検体から102検体に拡充</li> <li>・市内医療機関で医師の判断により、保健所を介さずに、民間の検査会社を活用する体制を整備</li> <li>・検査実績（累計）：30,931件（陽性：1,990件）（6/27）</li> </ul> <p>(2) 医療体制</p> <p>① 外来</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・R2.2/7 帰国者・接触者外来を3か所開設</li> <li>・R2.4/14 帰国者・接触者外来を1か所増設（合計4か所）</li> <li>・市内医療機関の協力により、発熱者等に対応する外来の設置</li> <li>・季節性インフルエンザ流行期に備え外来医療体制を整備 市内の医療機関を「発熱等診療・検査医療機関」に指定（兵庫県が指定）54か所</li> </ul> <p>② 病床等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民病院に入院病床（24床）を確保し、中軽症者を受け入れ（のべ564人の入院受け入れ。うち集中治療室16人）（6/29）</li> <li>・重症者については、県の新型コロナウイルス入院コーディネートセンターと調整の上、県立加古川医療センターで受け入れ</li> <li>・リスクの低い無症状者や軽症者の療養に、県が運用する宿泊療養施設を活用</li> <li>・明石医療センターから看護師を市民病院に派遣していただき、市民病院の入院受入体制を強化</li> <li>・症状が一定改善して感染力が低下した患者を、市民病院から市内の</li> </ul>	<p>(1) 検査体制</p> <p>① 変異株の検査体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染拡大が懸念されている、インドで確認されたデルタ株のスクリーニング検査（デルタ株疑いを検出するための検査）を実施する。</li> <li>・スクリーニング検査で陽性となれば、迅速にPCR検査の網を広げ、感染の広がりを調査する。</li> </ul> <p>(2) 医療体制</p> <p>① 入院病床のさらなる確保</p> <p>新たに市内の2医療機関に入院病床（10床）を確保。市民病院（24床のうち重症病床1床）と合わせて計34床を確保。さらなる病床の確保に努める。</p> <p>② 入院患者の転院促進</p> <p>感染性のある患者を含めて、症状が一定改善した患者を市民病院等から市内の民間病院にスムーズに転院させることで、市民病院等の病床を確保する。延べ46人の転院を実施（6/27）</p> <p>③ 在宅療養者へのフォローアップ体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・保健師が毎日、電話で健康状態を確認。</li> <li>・高齢者や基礎疾患のある方など、重症化リスクのある方については、血中酸素濃度を測定するパルスオキシメーターの貸出しや、酸素濃縮器の設置やステロイドの処方など在宅でできる限りの治療を行うとともに、必要に応じて、医師による往診、看護師による巡回を実施。</li> <li>・第5波に備えて、明石医師会の協力をいただきながら、在宅療養者の往診体制の強化を進める。</li> </ul> <p>④ クラスターが発生した場合の感染制御・業務継続対応</p> <p>高齢者福祉施設等でクラスターが発生した場合に、早急に感染を制御し、業務を継続できる体制を構築するため、市内の医療機関の協力による「感染制御・業務継続チーム」の派遣の準備を進める。</p>	<p>○ 入院体制（県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受入可能な病床として重症対応136床程度、中軽症対応1,015床程度の計1,151床程度での運用。1,200床程度の体制構築を目指す。</li> <li>・宿泊療養施設については、1,500室程度での運用を行う。</li> <li>・重症対応医療機関から中軽症対応医療機関への転院促進及び入院対応医療機関から宿泊療養施設への転送を促進する。</li> <li>・入院対応医療機関から一般医療機関への転院を促進するため、転院受入支援（10万円/1名）を実施</li> <li>・無症状者については、医師の判断により、入院を経ずに直接の宿泊療養も可能とする。当面、リスク要因の低い軽症者も同様の運用とする。</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入院者数：149人（うち重症者数：24人）</li> <li>・宿泊療養者数：1,475人</li> <li>・入院・宿泊療養調整：26人（うち入院調整15人）</li> <li>・その他医療機関福祉施設等：4人（いずれも6/26現在）</li> </ul> <p>○ 自宅待機者に対するフォローアップ体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【全自宅待機者】 感染予防対策の周知徹底、アプリを活用した件観察、看護師による相談を行う。</li> <li>・【特に注意が必要な方】 パルスオキシメーター等を活用した看護系大学教員等による家庭訪問等を行う。</li> </ul> <p>○ 検査体制（県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・PCR検査体制を7,970件/日に拡充</li> <li>・保健所を介さずにPCR検査を実施できる「地域外来・検査センター」について、県内8か所に設置</li> <li>・希望する社会福祉施設を対象として新規就労職員及び新規入所者（ショートステイ含む）に対して外部委託によるPCR検査を実施</li> </ul>

本市の対応状況について

資料3

区分	これまでの対応状況（数値は6月25日時点の基本）	前回会議（4月9日）以降の新たな取り組み	国・県の主な対応・要請等
	<p>民間病院などにスムーズに転院させていくことで、市民病院の病床の回転率を上げていくため、転院受入医療機関に対して、感染防止対策など患者受け入れに伴う経費等を支援するための支援金を交付。市内の13の医療機関と協定を締結し、市民病院から順次転院を受け入れ。</p> <p>&lt;入院者等の状況&gt;（6/27）※陽性者の内訳は、管轄区域外の患者を含まない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・陽性者（延べ）：1,990人               <ul style="list-style-type: none"> <li>- 入院中：12人 入院調整中：0人</li> <li>- 宿泊療養中：2人 宿泊療養調整中：0人</li> <li>- 退院、退所者数（延べ）：1,913人</li> <li>- 死亡者数（延べ）：57人</li> </ul> </li> </ul>		
<p>相談・情報提供</p>	<p>(1) 相談体制</p> <p>① 総合相談ダイヤル（あかし保健所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルスに対する様々な相談窓口（平日：9～17時）</li> <li>・延べ相談件数：12,632件（6/28）</li> </ul> <p>② 感染したかもダイヤル（発熱等受診・相談センター）（あかし保健所）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症に関する相談窓口（毎日：9～20時）</li> <li>・延べ相談件数：33,911件（6/27）</li> </ul> <p>③ 生活支援ダイヤル（旧：高齢・障害相談ダイヤル）（明石市社会福祉協議会・地域総合支援センター）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活上の不便・不安を抱える高齢者・障害者やその家族・近隣住民からの相談窓口（平日9～17時）</li> <li>・9/1より、対象を日常生活の見守りが必要な生活要支援者に拡大し、リニューアル</li> <li>・延べ相談件数：1,047件（R2.9/1～6/28受付分迄） 641件（R2.8/31受付分迄）</li> </ul> <p>④ 妊婦さん相談ダイヤル（こども健康課）</p> <p>こども健康センターの保健師等による相談窓口（月～土：8時55分～17時40分）</p> <p>⑤ こころの相談ダイヤル（健康推進課）</p> <p>精神保健福祉士・保健師によるこころの悩みに関する専用相談ダイヤル（月～金：8時55分～17時40分）</p> <p>(2) 情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 市ホームページ、広報あかしによる情報発信</li> <li>② 専用ダイヤルの周知のための、ちらし、ポスターの配布</li> </ul>	<p>(1) コロナ差別相談窓口を開設（4/1～）</p> <p>新型コロナウイルス感染者等への差別禁止などを定めた条例の施行に合わせ、誹謗中傷などの被害に遭った方のための相談窓口を開設。</p> <p>(2) コロナ相談窓口の一本化（7/1～）</p> <p>新型コロナウイルスに関する健康相談を受けつける「感染したかもダイヤル」と、その他新型コロナウイルスにかかる様々な相談に対応する「総合相談ダイヤル」を統合し、「コロナ相談ダイヤル」に名称を変更して、感染のおそれのある方からの相談や受診調整等に加えて、コロナ後遺症等に悩む方からの相談に寄り添った対応ができるように、窓口の充実を図る。</p>	<p>○ 相談窓口の設置（県）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナ健康相談コールセンター</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金相談窓口</li> <li>・休業要請事業者経営継続支援事業に関するお問い合わせ専用ダイヤル</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策相談窓口</li> </ul>

本市の対応状況について

資料3

区分	これまでの対応状況（数値は6月25日時点の基本）	前回会議（4月9日）以降の新たな取り組み	国・県の主な対応・要請等
	<p>③ ツイッター、フェイスブックによる情報発信</p> <p>④ 明石ケーブルテレビによる情報提供の強化</p> <p>⑤ 市民向け情報拠点の開設（R2.6/1～R2.7/15） 日々更新される感染症対策や生活支援の情報を集約し、市民が抱える様々な疑問や不安、悩みに応える最新情報の発信拠点をあかし市民広場に開設（延べ相談件数：180件）</p> <p>(3) コロナ対策強化月間（R2.12/5～1/5） 年末年始にかけて人の往来が増える時期となり、さらなる感染拡大の懸念が高まっていることから、昨年12月5日（土）から1月5日（火）の間を「コロナ対策強化月間」とし啓発を強化。 ・横断幕の設置（市役所、明石駅南2号線連絡通路） ・ポスター・チラシの掲示や配布（駅、公共施設、福祉施設等） ・あかし市民広場、パピオス各階のデジタルサイネージ、パピオス外側のサイネージの掲載</p> <p>(4) 感染対策徹底宣言（1/14～） 感染拡大が収まらない状況であることから、市立施設については20時に閉館する取り組みを行うとともに、ポスターを作成し、市民・事業者に改めて感染対策の徹底を呼び掛ける。</p>		
<p>感染防止物資の提供</p>	<p>(1) N95マスク、サージカルマスク、アルコール消毒液等、市が備蓄する物資を医療機関等に提供 ・N95マスク（備蓄数2,080枚）：3医療機関等に1,700枚を提供 ・サージカルマスク（備蓄数444,390枚）：9医療機関等に86,900枚を提供 ・アルコール消毒液（備蓄数220ℓ）：3医療機関に120ℓを提供 ・防護服（備蓄数1,711着）：3医療機関に519着を提供 ・医療用手袋（備蓄数32,000双）：4医療機関に12,050双を提供</p> <p>(2) 市で布マスクを作製し、高齢者福祉施設等の職員、保育施設、放課後児童クラブの職員、市内小、中、養護学校、明石商業高、幼稚園・保育園児等に配布（61,856枚）</p> <p>(3) 市内酒造メーカーが製造した手指消毒用高濃度エタノール製品の購入及び高齢者福祉施設、障害者施設等への情報提供</p> <p>(4) 帰国者・接触者外来等で大量に使用する、使い捨てのビニール製ガウンについて、市内企業に製造を依頼し、必要数を確保</p> <p>(5) 事業者や個人等からの感染防止医療物資の寄付を受付、寄付者の</p>	<p>・医療機関及び社会福祉施設については、国・県から感染防止物資が提供されているが、充足状況は把握しながら確保が難しい物資を中心に、継続して確保に努める。</p>	<p>○ 医療用マスク・防護服等の確保（県）</p> <p>・医療機関に代わり県において医療用マスク及び防護服等について、概ね6ヶ月分の使用量相当を確保している。</p> <p>・発熱等診療・検査医療機関に対し、緊急時には国から必要な医療資機材（サージカルマスク、ガウン、フェイスシールド、非滅菌手袋）が提供されることとなっており、状況に応じて県からも提供する。</p>

本市の対応状況について

資料3

区 分	これまでの対応状況（数値は6月25日時点の基本）	前回会議（4月9日）以降の新たな取り組み	国・県の主な対応・要請等
	希望を考慮して医療機関等に提供		
重症化予防対策（高齢者・障害者関連）	<p>(1) 重症化予防対策</p> <p>① 高齢者福祉施設等に対する巡回指導 福祉職員等が市内141か所の通所・入所施設を巡回し、感染症対策を指導（R2.3/9～1巡目、R2.3/24～2巡目、R2.5/11～3巡目を実施）</p> <p>② 障害者福祉施設に対する巡回指導 ・R2.3/31～1巡目。市内167か所の通所・入所施設を巡回 ・R2.5/11～2巡目。利用者へのサービス提供等施設の運営状況確認</p> <p>③ 介護・障害サービス継続支援（R2.7/1～） ・緊急事態宣言以降、感染予防対策を行いながら事業を継続した介護・障害福祉サービス事業者に補助金を交付（介護382件、障害299件）（6/25現在） ・障害福祉サービス事業所に、衛生用品の購入等、感染防止に係る経費を補助。（152件に支給済） ・利用者や職員に感染者、濃厚接触者が発生した介護サービス事業所に、通常のサービス提供時では想定されない、掛かり増し経費を補助。（17事業所：13,138千円）</p> <p>④ 要配慮者に対する配慮 避難行動要支援者台帳及び一人暮らし高齢者台帳登録者に対し、民生委員による紙マスク及び新生活様式での熱中症予防対策チラシを配付（R2.7月）、健康維持啓発チラシを配付（R3.3月）</p> <p>⑤ 明石市介護サービス事業者連絡会との意見交換会の実施 保健所と高齢者対策担当部署等が連携し、市内の訪問や通所サービス事業者等で構成される明石市介護サービス事業者連絡会等との意見交換会を開催（R2.3/26、R2.4/22、R2.5/20）</p> <p>⑥ 感染者発生時の対応等に関する説明会の実施 保健所と高齢者対策担当部署が連携し、市内の高齢者福祉施設（186施設）を対象に、感染予防対策や感染者発生時の対応等についての説明会を実施（R2.8/5、R2.8/6）</p> <p>(2) 高齢者施設新規入所者等の希望者にPCR検査を実施</p>	<p>(1) 専門職による高齢者施設への巡回（3/10～） 昨年末から2月にかけて、複数の高齢者施設でクラスターが発生したことから、さらなるクラスターの発生を防ぐため、保健所等市職員や感染管理認定看護師等の専門職が市内の高齢者施設を訪問し、感染対策の取り組み状況を確認したうえで、感染拡大予防についての助言や相談を行う。 実施数：高齢者福祉施設 72施設（予定）</p> <p>(2) 高齢者・障害者施設へのマスク及び手袋の配布 国より配布されたサージカルマスク及び使い捨て手袋（PVC製）を市内のサービス事業所等へ配布 介護サービス事業所等：1回目432か所へ配布（2/2,2/3） 2回目439か所へ配布（3/24,3/25） 障害福祉サービス等事業所：1回目327か所へ配布（1/13～1/25） 2回目154か所へ配布（3/3～3/26） 3回目144か所へ配布予定（7/7～7/31）</p> <p>(3) 高齢者・障害者入所者施設の従事者に対する一斉検査 新型コロナウイルス感染症について、高齢者・障害者入所施設における感染の早期発見及び早期対応等を目的に、希望する施設を対象に、従事者全員への一斉検査を実施。 第3回から、実施対象を通所・訪問系施設まで拡大して実施。 【第1回一斉検査】 ※期間内に1回実施 検査期間：3月12日～21日 実施数：23施設1,074人 【第2回一斉検査】 ※毎月1回、計3回実施 検査期間：4月26日～6月30日 実施数：19施設延べ2,938人 【第3回一斉検査】 ※期間内に2回実施 検査期間：7月上旬～7月31日 実施数：19施設延べ1,024人</p> <p>(4) 寄り添い支援サービスの拡充（6/1～） 認知症サポート給付金対象者へ配付している寄り添い支援サービス券について、次のサービス内容を拡充することで、外出等が制限され、孤立化している在宅の認知症の人とその家族への支援を強化。</p>	<p>○高齢者施設・障害者施設等（県） ・感染拡大防止対策を厳重に徹底した上での事業実施を要請 ・施設の職員等及び施設等と関わりのある従業員に対して不要不急の外出の自粛等の徹底を要請する。 ・面会者からの感染を防ぐため、自宅と施設間でのオンライン面会等を活用し、直接面会については、緊急の場合を除き中止することを要請する。実施する場合にあっても、回数、人数の制限や感染防止対策を厳重に徹底する。 ・原則、利用者の外泊、外出の自粛を要請する。 ・今後は、高齢者施設・障害者施設等において、概ね2か月分のマスク、消毒液等の使用量確保を図ったうえで、さらに概ね2か月分の使用量相当を県において保管する。 ・退院の際の円滑な受け入れを促進するため、退院基準満了証明の交付や受入施設への支援金（10万円/1名）を支給する。 ・特別なコロナ対応が不要な社会福祉施設入所者は、当該施設で療養することとし、同施設に対して健康管理体制の確保に必要な経費を支援する。 ・訪問介護等既に利用しているサービスがある場合には、当該サービスを提供している事業所によるサービス継続等により支援する。新たにサービスが必要となる場合には、市町、介護専門員、相談支援専門員、訪問看護・介護事業者等関係者が連携し、必要なサービスを提供する。いずれの場合も、必要となるかかり増し経費に加え協力金を支給する。 ・高齢者、障害者等の施設において、新型コロナウイルス患者が発生した場合の基本的対応方針を定め、施設内感染を防ぐための仕組みを整備する。また、新型コロナウイルス感染者が発生し、職員が不足する施設向けに、協力施設等からの職員派遣等の仕組みを運用する。</p> <p>○介護施設等への布製マスク・手指消毒用エタノールの配布（国） ・配布を希望する介護施設は厚生労働省の専用メールアドレスや専用サイトに直接申出する。 （※布製マスクは、利用者と職員の人数の4倍程度を目途。手指消毒用エタノールは上限500）</p> <p>○備蓄用アルコール消毒液の提供（県）</p>

本市の対応状況について

資料3

区 分	これまでの対応状況（数値は6月25日時点の基本）	前回会議（4月9日）以降の新たな取り組み	国・県の主な対応・要請等
	<p>養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホームの新規入所者及び前回の利用から4週間が経過しているショートステイ利用者のうち、希望者に対してPCR検査を開始10月本格運用開始。検査実績：230件（6/29現在）</p> <p>(3) 高齢者インフルエンザ予防接種の無償化</p> <p>① 接種対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満65歳以上の明石市民</li> <li>・満60歳以上65歳未満の明石市民であって、心臓、じん臓、もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有し、当該疾病単独で身体障害者手帳1級相当の方</li> </ul> <p>② 接種期間：R2年10月1日～R3年1月31日</p> <p>③ 自己負担額：なし ※従来は1,500円の負担（ただし、市民税非課税世帯及び生活保護世帯は無料）</p> <p>(4) 高齢者・障害者への緊急アンケートを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サポート利用券（対象：70歳以上の高齢者及び障害者手帳をお持ちの障害者）に緊急アンケートを同封し（2021年送付分はアンケート無し）、困りごとに応じて電話や訪問、お手紙による情報提供などを行い、必要な支援に繋げる。</li> <li>・アンケート送付数：69,474通 返信数：21,573通 対応実績：647件</li> </ul> <p>(5) 市民税非課税世帯を対象に生活アンケートを実施</p> <p>新型コロナウイルスの影響を受けて生活に関する困りごとを抱える方への包括的かつ継続的な支援につなげるため、生活アンケートを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サポート利用券（対象：明石市市民税が非課税となっている世帯の者）に生活アンケートを同封し、寄せられた困りごとに応じて電話や訪問、お手紙による情報提供などを行い、必要な支援に繋げる</li> <li>・アンケート送付数：44,403通 返信数：9,920通 対応実績：412件</li> </ul> <p>(6) あかねが丘学園のオンライン授業導入</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応及び多様化する高齢者学習ニーズに応えるため、あかねが丘学園及び中学校コミセン（13か所）にオンライン学習設備を導入し、R3年4月から学年全員が共通講座を各中学校コミセンで分散受講できるよう整備した。</p> <p>(7) 認知症あんしんプロジェクト</p>	<p>①新型コロナワクチン接種の同行支援</p> <p>②ゴミ出し、買い物の手伝い、電球や蛍光灯の交換など、日常のちょっとした「お困りごと」に柔軟に対応する生活支援</p> <p>(5) 明石市高齢者通院支援サービス事業の拡充（5/31～）</p> <p>自宅から医療機関への通院に使用できる高齢者タクシー利用券を市が開設する新型コロナワクチンの集団接種会場への往復に利用できるようにし、高齢者のワクチン接種に対して支援を行った。</p> <p>(6) 障害などにより集団接種会場での接種が難しい人に対する新型コロナワクチン接種</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・かかりつけ医や市内6か所の集団接種会場での接種が困難な人を対象に明石市立市民病院でワクチン接種を実施。</li> </ul> <p>接種日時（1回目接種）</p> <p>7/3、7/10、7/17（土曜日）13：15～16：30 7/4、7/11、7/18（日曜日）9：15～16：30</p> <p>予約受付状況：254人（障害のある方と付添者の合計 6/25現在）</p> <p>(7) 新型コロナワクチン接種に係る障害者の移動手段の確保</p> <p>障害者等に対し、新型コロナワクチンの円滑な接種が実施されるために、接種会場等までの移動及び会場等における障害特性に応じた障害福祉サービス等による支援を弾力的に実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・接種会場への移動及び会場内での支援（通院介助）</li> <li>・ワクチン接種に係る支給決定プロセスの迅速化（移動支援）</li> <li>・支給量増加への弾力的運用（移動系サービス）</li> </ul> <p>(8) 介護・障害福祉サービス事業所への支援強化</p> <p>①在宅療養となった要介護・障害者等に対し、介護・障害福祉サービスを提供する事業所への協力金、及び感染対策を実施する介護・障害福祉サービス事業所へのかかり増し経費の助成制度を創設。</p> <p>4月補正予算：52,994千円（介護） 11,620千円（障害）</p> <p>②感染した要介護者等に、介護サービスを継続して提供する2か所の事業者に対して、衛生物資を提供。</p> <p>(9) 感染再拡大を受けた介護・障害福祉サービス事業所との連携</p> <p>①高齢者・障害者施設等に対し、感染の再拡大に伴う注意喚起を通知。（4月20日）</p>	<p>・クラスター発生施設へ緊急放出するための備蓄用アルコール消毒液を市町へ提供（本市はこども・障害者・高齢者施設用に各700）</p>

本市の対応状況について

区分	これまでの対応状況（数値は6月25日時点の基本）	前回会議（4月9日）以降の新たな取り組み	国・県の主な対応・要請等
	<p>① 在宅介護支援金・認知症サポート給付金の支給                      在宅の要支援・要介護認定者等に対し1万円の在宅介護支援金を支給。さらに、認知症の診断を受けている人に認知症サポート給付金2万円を上乗せして支給し、申請をきっかけに早期の支援や見守りに繋げる。                      在宅介護支援金支給者数：10,706人                      認知症サポート給付金支給者数：2,493人（6/25現在）</p> <p>② 「あかしオレンジ手帳」（認知症手帳）の交付（2/1～）                      認知症の交付金対象者へ、医療等の受診履歴や介護サービスの利用状況、認知症の症状等が経年的に記載できるとともに、認知症への対応方法や相談場所等の情報を記載した手帳を交付する。</p> <p>③ 3つの無料券（あんしんチケット）の交付                      「あかしオレンジ手帳」と同時に、ア）宅配弁当券（本人及び介護者の弁当を無料で宅配）、イ）寄り添い支援サービス券（見守り、話相手など）、ウ）1泊2日のショートステイ利用券の3種類の無料券を配付し、介護者の負担を軽減する。</p> <p>(8) 障害福祉サービス等支援事業（R2.10/1～）                      ・障害福祉サービス事業所等のICT機器導入に係る経費を補助する。                      5件支給済（6/25現在）                      ・就労系障害福祉サービス事業所におけるテレワークシステム導入経費及び発達障害児者の在宅等のソーシャルスキルトレーニング（社会生活技能訓練）による学習の推進（VR機器等）に係る経費を補助する。                      （3件支給済）                      ・利用者や職員に感染者、濃厚接触者が発生した障害福祉サービス事業所等に、通常の障害福祉サービスの提供時では想定されない、掛かり増し経費を補助する。（1件支給済）                      ※令和3年度も同内容で実施                      ・感染症の影響により、就労系障害福祉サービス事業所に通所する利用者の工賃が減少している状況を踏まえ、利用者に対し、減少した工賃相当額を補助する。（209件支給済）</p> <p>(9) クラスター発生を受けた感染拡大防止対策の実施                      市内高齢者施設でのクラスター発生を受け、緊急的な支援を実施                      （保健所による防疫指導、支援物資の提供、市職員による消毒の実施等）</p> <p>(10) クラスター防止対策の実施                      ① クラスター防止のための注意喚起（R2.11/27）</p>	<p>② 居宅介護支援事業所に対し、感染の再拡大に伴う注意喚起を通知するとともに、緊急時への事前準備を依頼。（4月22日）</p> <p>③ 近隣市での高齢者施設における大規模クラスターを受けて、高齢者施設等に注意喚起を行うとともに、マニュアル等を情報提供。                      （5月13日）</p> <p>④ アンケート調査を実施し、感染等により在宅療養となった要介護者・障害者に対して、介護・障害サービスを提供する事業所を把握。                      （4月22日（介護）、5月13日（障害））</p>	

本市の対応状況について

資料3

区分	これまでの対応状況（数値は6月25日時点の基本）	前回会議（4月9日）以降の新たな取り組み	国・県の主な対応・要請等
	<p>高齢者施設及び障害者施設に対して、クラスターの発生を防ぎ、仮に発生した場合にも最小限に封じ込むための注意喚起文書を送付 送付先：介護・障害サービス事業所等 885 か所</p> <p>②感染対策自主点検チェックリストの配付及び実施要請 兵庫県が作成した「社会福祉施設における施設内感染のための自主点検チェックリスト」を高齢者施設及び障害者施設等に配付し、感染拡大防止策として自主点検の実施を要請 高齢者施設：県より市内施設に配付するとともに、明石市介護サービス事業者連絡会より各事業所にも周知 障害者施設：市より市内施設に配付（425 か所）</p> <p>③高齢者・障害者施設への巡回指導 市内高齢者施設でのクラスター発生を受け、高齢者・障害者施設を巡回し、保健師等による感染予防対策の確認、指導を実施 高齢者施設：66 か所の特別養護老人ホーム等（R2. 12/15～） 障害者施設：27 か所の入所・グループホーム等施設（R2. 12/17～）</p> <p>④巡回指導を行った高齢者施設に対して、クラスターが発生した施設での対応等をまとめ、感染拡大防止の徹底文書を配布（1/27） 高齢者施設：66 か所</p> <p>⑤障害福祉サービス事業所に対する注意喚起（1/29） 市内の福祉施設においてクラスターが発生していることを踏まえ、障害福祉サービス事業所（422 か所）に対して、改めて感染防止対策の徹底を求める注意喚起文書を送付するとともに、特に障害のある方が集まる事業所（203 か所）に対して、個別に電話で対策の徹底を依頼</p> <p>（11）医療的ケアが必要な障害児・者への支援 ・エタノールの無料配布（R2. 5月、36名） ・エタノールの無料配布（R3. 3/31、39名）</p>		
学校等での取り組み	<p>(1) 市立学校園（幼、小、中、特別支援学校、明石商業高校）</p> <p>① 小、中、特別支援学校、明石商業高校の児童生徒、幼稚園・保育園児等及び教員等に市で製作した布製マスクを配布</p> <p>② 小、中、特別支援学校、明石商業高校の児童生徒用に市民、企業から受贈した紙マスクを順次配布</p> <p>③ 除菌作業用電解次亜水を各学校に配布</p> <p>④ 小・中学校に手洗い用の水道蛇口を増設</p> <p>⑤ 消毒液、体温計、サーキュレーター、スポットクーラー等を配備</p>	<p>(1) 学校における対策</p> <p>・4月8日(木)あかし保健所の意見を踏まえ、文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に則り、地域の感染レベルを「レベル2」に設定し、レベルに応じた感染症対策を実施。</p> <p>【緊急事態宣言期間中（令和3年4月25日～6月20日）】</p> <p>・4月25日(日)部活動は、平日4日2時間以内、土日どちらか1日3</p>	<p>○県立学校（県）</p> <p>【令和3年6月21日以降】</p> <p>・「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、県内では、十分な感染防止対策を実施したうえで行う。</p> <p>・県外においては、緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域となっている場合は、活動を見合わせるとともに、実施する際には、時期、参加人数、移動方法などを十</p>

本市の対応状況について

資料3

区 分	これまでの対応状況（数値は6月25日時点の基本）	前回会議（4月9日）以降の新たな取り組み	国・県の主な対応・要請等
	<p>⑥ プロジェクター、貸し出し用タブレットを購入</p> <p>⑦ 給食室に空調が未設置の小学校に、空調機器を整備</p> <p>⑧ 小中学校において、新型コロナウイルス感染者が発生し、修学旅行が中止になった場合のキャンセル料を補助し、保護者の負担を軽減する。 （修学旅行の実施状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校：全28校で実施済 中学校：全13校で実施済</li> <li>・キャンセル料等補助：1件</li> </ul> <p>⑨主に保健室、特別支援学級、相談室等での利用を想定し、加湿機能付空気清浄機を市内全小・中・養護学校に計390台を整備。</p> <p>(2) 保育園、放課後児童クラブ、幼稚園預かり保育</p> <p>① 放課後児童クラブの保護者負担金を一律無料化（R2.3月～5月分） 学校の臨時休業期間は一日育成を実施（臨時で利用する児童も受け入れ）</p> <p>② 保育あんしんダイヤルによる相談受付（新型コロナ関連 114件：6/25時点受付分迄）</p>	<p>時間以内の活動を可とする。練習試合・合同練習等については、全面的に自粛する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5月11日(火)令和3年度自然学校に関して、「4泊5日」で予定していた日程を「1泊2日と泊を伴わない3日間」の日程に変更する。</li> <li>・5月12日(水)部活動は、平日4日2時間以内の活動を可とする。土日の活動は原則休止とする。練習試合・合同練習等については、全面的に自粛する。（5月12日以降で中体連スケジュール記載大会、中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会及び国民体育大会の予選扱いとなる大会については、生徒が参加を希望した場合は認める。その場合、大会初日の3週間前から、土日曜日のいずれか1日で3時間以内の活動は可とする。）</li> </ul> <p>【緊急事態宣言解除以降（令和3年6月21日～）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・6月21日(月)文部科学省が作成した「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に則り、保健所の意見を踏まえながら感染レベルを「レベル1」に設定し、レベルに応じた感染症対策を実施。ただし、出席停止の取り扱いについては「レベル2」の対応を継続。</li> <li>・6月28日(月)部活動は、平日4日2時間程度、土日いずれか1日で3時間程度とする。練習試合等は県内のみでの活動とし、宿泊は不可とする</li> </ul>	<p>分に検討する。ただし、既に計画済の修学旅行については、旅行先の都道府県が発表する感染状況などを踏まえ、各学校で実施の可否を判断する。</p> <p>○部活動</p> <p>【令和3年6月21日～夏季休業日前日（令和3年7月20日）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な感染防止対策を実施したうえで、県内のみ部活動（練習試合、合宿等を含む）を行う。 なお、宿泊は、感染症防止対策が確認される宿泊施設に限定する（学校は不可）。</li> <li>・全国大会・近畿大会に出場する部は当該大会参加とともに、大会に向けた練習試合、合宿等は、県外も可とする。 なお、宿泊は、感染症防止対策が確認される宿泊施設に限定する（学校は不可）。</li> <li>・活動時間は、平日（4日）2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする。（「いきいき運動部活動（4訂版）」等）。</li> </ul> <p>※高体連、中体連、高文連及び高野連等に対して、公式大会において事前の健康管理や、試合時以外のマスク着用の徹底、観戦場所の密を避けるなど感染防止対策を参加校に遵守するよう強力に指導することを要請する。</p> <p>【夏季休業日以降（令和3年7月21日～）】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動を行う。 なお、宿泊は、感染防止対策が確認される宿泊施設に限定する（学校は不可）。</li> <li>・県外においては、緊急事態措置区域、まん延防止等重点措置区域（都道府県）の知事が指定する区域及び都道府県等が独自の行動制限を伴う措置を実施している区域となっている場合は、活動を見合わせるるとともに、実施する際には、時期、参加人数、移動方法などを十分に検討する。 ただし、全国大会・近畿大会に出場する場合を除く。</li> <li>・活動時間は、平日（4日）2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とする。（「いきいき運動部活動（4訂版）」等）。</li> </ul> <p>※高体連、中体連、高文連及び高野連等に対して、公式大会において事前の健康管理や、試合時以外のマスク着用の徹底、観戦場所の密を避けるなど感染防止対策を参加校に遵守するよう強力に指導することを要請する。</p>
生活・企業支援	<p>◎「明石市独自の20の支援策」として、市民ニーズに合わせてさまざまな支援を実施</p> <p>(1) ひとり親世帯に対する臨時支援給付金</p>	<p>(1) ウィズコロナ応援金 「ウィズコロナいっしょにがんばろう応援金」 (11月1日 市内商店街に案内・申請書を発送)</p>	<p>○施設の使用制限等</p> <p>【令和3年6月21日～令和3年7月11日】 &lt;措置区域&gt;（神戸・阪神南・阪神北・東播磨地域、姫路市）</p>



## 本市の対応状況について

区分	これまでの対応状況（数値は6月25日時点を基本）	前回会議（4月9日）以降の新たな取り組み	国・県の主な対応・要請等																											
	<p>子育てと仕事を一人で担う低所得のひとり親世帯に更なる支援を行うため、市独自で給付金を支給</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給付額（件数）：1世帯5万円（約2,400世帯）</li> <li>対象者：           <ol style="list-style-type: none"> <li>令和2年12月分の児童扶養手当受給者（申請不要）</li> <li>公的年金給付等の受給によりR2.12月分の児童扶養手当の支給を受けていない方</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている方</li> </ol> </li> <li>支給日：口座振替による支給（12/25）②③は申請後、速やかに支給</li> </ul> <p>※市独自に2回目の給付金を支給するのは県内初</p> <p>（参考）これまでの取組み等</p> <table border="1" data-bbox="296 756 1142 1438"> <thead> <tr> <th>時期</th> <th>項目</th> <th>対象者</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年5月</td> <td>(市独自) 児童扶養手当受給者に対する緊急支援給付金の支給</td> <td>児童扶養手当受給者</td> <td>1世帯5万円</td> </tr> <tr> <td>令和2年7月～令和3年3月</td> <td>(国) ひとり親世帯臨時特別給付金の支給</td> <td>次のいずれかに該当する方 ① 児童扶養手当受給者 ② 公的年金給付等の受給により児童扶養手当の支給を受けていない方 ③ 家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている方</td> <td> <b>1回目・7月</b>            【基本給付】            1世帯5万円            第2子以降1人につき3万円            +            【追加給付】            (①②のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が大きく減少した方のみ)            1世帯5万円    <b>2回目・12月</b>            1回目の【基本給付】の受給者に再支給              1世帯5万円            第2子以降1人につき3万円         </td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 明石市給付型奨学金の定員増員</p> <p>コロナ禍の影響から、当初の想定以上に高等学校への進学が困難な状況にある児童が多く見受けられたため、当初30名の定員を上回る110名の児童を奨学生として選定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>給付型奨学金（入学準備金：上限30万円、在学時支援金：1万円/月を原則3年間）</li> <li>学習生活サポート（学習支援）       <ul style="list-style-type: none"> <li>対面型、オンライン型、訪問型により、週2回（11～3月：1回2時間程度）（学校生活支援）</li> </ul> </li> </ol>	時期	項目	対象者	内容	令和2年5月	(市独自) 児童扶養手当受給者に対する緊急支援給付金の支給	児童扶養手当受給者	1世帯5万円	令和2年7月～令和3年3月	(国) ひとり親世帯臨時特別給付金の支給	次のいずれかに該当する方 ① 児童扶養手当受給者 ② 公的年金給付等の受給により児童扶養手当の支給を受けていない方 ③ 家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている方	<b>1回目・7月</b> 【基本給付】 1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円 + 【追加給付】 (①②のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が大きく減少した方のみ) 1世帯5万円  <b>2回目・12月</b> 1回目の【基本給付】の受給者に再支給  1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円	<p>飲食店を中心とした店舗と、飲食関係の組合、商店街などの団体に対して、感染予防策のための応援金を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>店舗対象：1店舗5万円</li> </ul> <p>感染予防策の店内整備などハード対策費用と啓発事業など市と共同で事業を進めるためのソフト対策費用などを合わせて一括の応援金として、関係組合、商店街を通じて補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>組合等対象：1組合等 50万円（加盟店50店舗未満） 100万円（加盟店50店舗以上）</li> </ul> <p>各店舗の対応に加え、優良店ステッカーや啓発ポスター、啓発講習など、関係組合、商店街全体を通じた対応費用として応援金を補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>交付実績 31組合等、964店舗 68,700千円</li> </ul> <p>(2) 個人商店等緊急支援金事業貸付金の返済据置期間の延長</p> <p>緊急事態宣言の再発出などの影響で個人商店等の経営等が非常に厳しい状況下にあるため、昨年4月より実施した個人商店等緊急支援金事業の償還開始を当初予定していた12ヶ月から18ヶ月に延長する。</p> <p>(3) 高齢者・障害者へ「サポート利用券」（第2弾）を交付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態宣言発令下の日常生活に係る緊急対策として、出前（宅配）や通院に使えるタクシーのサービス等が受けられる利用券（5,000円分）を第2弾として追加交付。</li> <li>対象者：70歳以上の高齢者、69歳以下の障害者手帳所有者</li> <li>利用期間：2021/6/30まで</li> </ul> <p>(4) 生理用品サポート事業「きんもくせいプロジェクト」</p> <p>学校や若者、女性などが立ち寄りやすい施設等において、市民を対象に、困りごとの相談に応じるとともに、生理用品を配付。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>対象者及び相談窓口：2021年5月1日より相談窓口を拡充</li> </ul> <table border="1" data-bbox="1172 1564 2003 1953"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象者</th> <th>相談窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">11歳未満</td> <td>市内の小・中学校、明石商業高校の児童・生徒</td> <td>各学校（43校）</td> </tr> <tr> <td>中・高・大学・専門学校生など</td> <td>AKASHI ユーススペース</td> </tr> <tr> <td>要支援児童</td> <td>明石こどもセンター</td> </tr> <tr> <td>こども食堂利用者</td> <td>こども食堂</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>その他市内在住女性</td> <td>あかし男女共同参画センター</td> </tr> </tbody> </table>		対象者	相談窓口	11歳未満	市内の小・中学校、明石商業高校の児童・生徒	各学校（43校）	中・高・大学・専門学校生など	AKASHI ユーススペース	要支援児童	明石こどもセンター	こども食堂利用者	こども食堂	一般	その他市内在住女性	あかし男女共同参画センター	<ul style="list-style-type: none"> <li>業種別ガイドライン遵守の徹底を要請する。（法第24条第9項）</li> <li>飲食店等への時短要請等を行う。（法第31条の6第1項）</li> <li>5時～20時の営業時間短縮を要請 （平日の酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）は11時～19時（「一定の要件」を満たす店舗に限る、満たさない店舗には提供を行わないよう要請）） （土日祝日の酒類提供（利用者による酒類の店内持込みを含む）の禁止）</li> <li>カラオケ設備の利用自粛を要請（飲食を主として業としている店舗及び結婚式場）</li> </ul> <p>【支援策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>6月21日以降分：下記により算出した1日当たり額/店舗×時短営業日数</li> </ul> <p>[まん延防止等重点措置区域]</p> <p>中小企業 前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定</p> <p>【平日】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>7.5万円以下の店舗：3万円</li> <li>7.5～25万円の店舗：（前年等の1日当たり売上高）×0.4の額</li> <li>25万円以上の店舗：10万円</li> </ul> <p>【土日】</p> <p>（平日に時短営業している店舗（酒類提供あり）が、土日（定休日を除く）に酒類の提供を止める（休業を含む）場合）</p> <p>前年又は前々年の1日当たり売上高に応じて単価決定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>10万円以下の店舗：4万円</li> <li>10～25万円の店舗：（前年等の1日当たり売上高）×0.4の額</li> <li>25万円以上の店舗：10万円</li> </ul> <p>大企業 1日当たりの売上高の減少額×0.4（1千円から千円単位、上限20万円 *中小企業もこの方式を選択可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○Go To トラベルキャンペーン 全国において、事業の適用を一時停止する。</li> <li>○Go To Eat キャンペーン プレミアム付食事券の申込受付・販売（引換）等について、Go To トラベルの停止終了日まで停止する。 販売済のプレミアム付食事券及び付与済みポイントについて県下全域での利用の自粛を呼びかける（有効期限 3/31→6/30 に延長→7/1以降も利用可能）。</li> <li>○Go To 商店街事業 全国において、集客を伴う商店街イベントを延期又は中止する</li> </ul>
時期	項目	対象者	内容																											
令和2年5月	(市独自) 児童扶養手当受給者に対する緊急支援給付金の支給	児童扶養手当受給者	1世帯5万円																											
令和2年7月～令和3年3月	(国) ひとり親世帯臨時特別給付金の支給	次のいずれかに該当する方 ① 児童扶養手当受給者 ② 公的年金給付等の受給により児童扶養手当の支給を受けていない方 ③ 家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている方	<b>1回目・7月</b> 【基本給付】 1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円 + 【追加給付】 (①②のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入が大きく減少した方のみ) 1世帯5万円  <b>2回目・12月</b> 1回目の【基本給付】の受給者に再支給  1世帯5万円 第2子以降1人につき3万円																											
	対象者	相談窓口																												
11歳未満	市内の小・中学校、明石商業高校の児童・生徒	各学校（43校）																												
	中・高・大学・専門学校生など	AKASHI ユーススペース																												
	要支援児童	明石こどもセンター																												
	こども食堂利用者	こども食堂																												
一般	その他市内在住女性	あかし男女共同参画センター																												

## 本市の対応状況について

区分	これまでの対応状況（数値は6月25日時点の基本）	前回会議（4月9日）以降の新たな取り組み	国・県の主な対応・要請等																									
	<p>・専門の相談役による相談支援（令和3年4月～）</p> <p>(3) 分娩前新型コロナウイルス感染症検査の実施（12月1日開始）            新型コロナウイルス感染症に対する妊婦の不安を解消するため、新型コロナウイルス検査（PCR検査）を、妊娠34週以降で希望する妊婦に対して実施</p> <p>・助成対象者：市民及び市内産科医療機関でPCR検査を受けた妊婦            ・助成額：PCR検査にかかった費用の上限2万円までを助成（妊娠期間中1回限り）</p> <p>・検体採取方法：唾液</p> <p>(4) 介護サービス特例措置の見直し&lt;令和2年度末終了&gt;            介護サービス利用者から同意を得ることで介護報酬の2区分上位等の加算が可能となる特例措置の見直しを国に要望。</p> <p>・10月2日兵庫県市長会で要望議案を提出し採択。            ・11月12日全国市長会の理事・評議員合同会議にて「新型コロナウイルス感染症対策に関する重点提言」として決定され、国に提出            ・令和3年1月22日付厚生労働省事務連絡により、当該特例措置は令和3年3月サービス提供分をもって廃止。</p> <p>(5) 介護保険料の据置き            第8期介護保険事業計画期間（令和3年度から令和5年度）の介護保険料基準額は、コロナ禍において介護保険料の上昇による高齢者の経済的な負担増を抑えるため、介護保険給付費準備基金を活用し、第7期介護保険事業計画期間（平成30年度から令和2年度）の介護保険料基準額（月額5,870円）と同額とする。</p> <p>(6) 地域公共交通事業者運行支援事業補助金（コロナ対策）            新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、車内密度を上げないよう配慮した運行を実施した事業者に対する補助</p> <table border="1" data-bbox="296 1522 943 1663"> <thead> <tr> <th>対象事業者</th> <th>対象期間</th> <th>補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神姫バス株式会社</td> <td>1/4～3/4</td> <td>5,900千円</td> </tr> <tr> <td>山陽バス株式会社</td> <td>1/4～3/4</td> <td>874千円</td> </tr> </tbody> </table>	対象事業者	対象期間	補助額	神姫バス株式会社	1/4～3/4	5,900千円	山陽バス株式会社	1/4～3/4	874千円	<table border="1" data-bbox="1169 176 2006 321"> <tr> <td>既存の相談窓口の相談者</td> <td>生活再建支援相談 母子父子自立支援相談 ひきこもり相談 DVセンター</td> </tr> </table> <p>・配布物：生理用品ナプキン1袋（26個入り）、相談窓口の案内チラシなど</p> <p>・事業期間：2021年4月1日から（次年度以降も継続実施）</p> <p>・生理用品：1か月分として3,000袋（78,000個）を準備。また、防災用備蓄品270袋（4,680個）も活用。</p> <p>・配付実績 309名（2021年5月31日現在）</p> <p>※7月1日から明石商業高等学校において、学校のトイレに生理用品を配備するモデル事業を実施  <u>実施期間：7月1日（木）～20日（火）</u>            実施状況を踏まえ、2学期以降の継続について検討</p> <p>(5) 自宅療養者等への日常生活支援            感染拡大による自宅療養者や待機者の増加に伴い、食料品や衛生用品等の日常生活物資を配付。（提供件数：5件）</p> <p>(6) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（国）            新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得の子育て世帯に対する支援を行うため、給付金を支給</p> <table border="1" data-bbox="1169 1157 2006 1724"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象者</th> <th>支給日</th> <th>支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">ひとり親世帯</td> <td>次のいずれかに該当する方 ① 令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方 ② 公的年金給付等の受給により令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 ③ 家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている方</td> <td>①の方：4月27日 （約2,050世帯、児童数：約3,100人）</td> <td rowspan="2">対象児童1人につき5万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記以外の方：申請受付後、随時支給</td> </tr> <tr> <td>ふたり親世帯</td> <td>次のいずれかに該当する方 ① 令和3年度分の住民税（均等割）が非課税の方 ② 家計が急変し、収入が住民税（均等割）が非課税となる水準となっている方</td> <td>①のうち、児童手当又は特別児童扶養手当受給者の方：6月9日 （約1,600世帯、児童数：約3,000人）</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	既存の相談窓口の相談者	生活再建支援相談 母子父子自立支援相談 ひきこもり相談 DVセンター	対象者		支給日	支給額	ひとり親世帯	次のいずれかに該当する方 ① 令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方 ② 公的年金給付等の受給により令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 ③ 家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている方	①の方：4月27日 （約2,050世帯、児童数：約3,100人）	対象児童1人につき5万円		上記以外の方：申請受付後、随時支給	ふたり親世帯	次のいずれかに該当する方 ① 令和3年度分の住民税（均等割）が非課税の方 ② 家計が急変し、収入が住民税（均等割）が非課税となる水準となっている方	①のうち、児童手当又は特別児童扶養手当受給者の方：6月9日 （約1,600世帯、児童数：約3,000人）		
対象事業者	対象期間	補助額																										
神姫バス株式会社	1/4～3/4	5,900千円																										
山陽バス株式会社	1/4～3/4	874千円																										
既存の相談窓口の相談者	生活再建支援相談 母子父子自立支援相談 ひきこもり相談 DVセンター																											
対象者		支給日	支給額																									
ひとり親世帯	次のいずれかに該当する方 ① 令和3年4月分の児童扶養手当受給者の方 ② 公的年金給付等の受給により令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方 ③ 家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている方	①の方：4月27日 （約2,050世帯、児童数：約3,100人）	対象児童1人につき5万円																									
		上記以外の方：申請受付後、随時支給																										
ふたり親世帯	次のいずれかに該当する方 ① 令和3年度分の住民税（均等割）が非課税の方 ② 家計が急変し、収入が住民税（均等割）が非課税となる水準となっている方	①のうち、児童手当又は特別児童扶養手当受給者の方：6月9日 （約1,600世帯、児童数：約3,000人）																										
その他の取り組み	<p>(1) 喫煙対策            市内に9か所あった駅前喫煙所は、各駅1か所に統合した上で、令和2年8月下旬から順次再開（明石駅、大久保駅、朝霧駅、西明石駅、魚住駅）</p> <p>・再開にあたり、受動喫煙を防止するための設備改修を行い、感染症</p>																											

本市の対応状況について

資料3

区 分	これまでの対応状況（数値は6月25日時点の基本）	前回会議（4月9日）以降の新たな取り組み	国・県の主な対応・要請等																																											
	<p>拡大防止のための利用上のルールを設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年9月に駅前周辺における喫煙のマナーアップキャンペーンを実施</li> <li>R2.4月11日から閉鎖していた市役所敷地内の3か所の喫煙所を、R2.12月5日に廃止</li> </ul> <p>(2)新型コロナウイルス感染症あかし支え合い基金への積立及び活用</p> <p>①令和2年度中の寄付金受入状況</p> <table border="1" data-bbox="293 535 1130 766"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>件数</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">寄付申込による受入分</td> <td>ふるさと納税分</td> <td>5,701</td> <td>132,676,000</td> </tr> <tr> <td>通常の寄付</td> <td>164</td> <td>24,037,893</td> </tr> <tr> <td colspan="2">市議会からの申し出による議会費振替分</td> <td>1</td> <td>24,591,000</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>5,866</td> <td>181,304,893</td> </tr> </tbody> </table> <p>②令和2年度に実施した事業への活用</p> <table border="1" data-bbox="293 814 1130 1136"> <thead> <tr> <th>活用用途</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 医療体制の充実（市民病院への支援等）</td> <td>50,000,000</td> </tr> <tr> <td>2 市民生活の支援（3割おトク商品券事業等）</td> <td>30,000,000</td> </tr> <tr> <td>3 感染拡大の防止（新型コロナウイルス感染症対策事業等）</td> <td>30,000,000</td> </tr> <tr> <td>4 その他（こども夢応援プロジェクト事業等）</td> <td>10,000,000</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>120,000,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>③令和3年度以降に活用する寄附金</p> <table border="1" data-bbox="293 1182 1130 1413"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>金額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">令和2年度中の受入寄附金の残額</td> <td>61,304,893</td> </tr> <tr> <td>令和3年度における寄附金受入実績(6/25現在)</td> <td>584件</td> <td>13,089,500</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>74,394,393</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)「明石市を元気にするための市民の声」の募集</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大の影響に、不安やストレスを抱える市民の増加が危惧されるため、こころの健康に関心を持ち、ともに支え合うため『明石市を元気にするための市民の声』を募集</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>募集期間：1月12日（火）から1月29日（金）</li> <li>応募数：728件</li> <li>メッセージの展示 <ul style="list-style-type: none"> <li>あかし市民広場：3月19日（金）から3月23日（火）</li> <li>大久保駅市民ギャラリー：3月1日（月）から3月10日（水）</li> <li>あかし保健所1階：3月1日（月）から3月31日（水）</li> </ul> </li> </ul>	区分		件数	金額(円)	寄付申込による受入分	ふるさと納税分	5,701	132,676,000	通常の寄付	164	24,037,893	市議会からの申し出による議会費振替分		1	24,591,000	合計		5,866	181,304,893	活用用途	金額(円)	1 医療体制の充実（市民病院への支援等）	50,000,000	2 市民生活の支援（3割おトク商品券事業等）	30,000,000	3 感染拡大の防止（新型コロナウイルス感染症対策事業等）	30,000,000	4 その他（こども夢応援プロジェクト事業等）	10,000,000	合計	120,000,000	区分		金額(円)	令和2年度中の受入寄附金の残額		61,304,893	令和3年度における寄附金受入実績(6/25現在)	584件	13,089,500	合計		74,394,393	<p>まん延防止措置として、市立施設は開館時間を原則20時までに短縮（6月21日から7月11日まで）</p>	<p>国・県の主な対応・要請等</p>
区分		件数	金額(円)																																											
寄付申込による受入分	ふるさと納税分	5,701	132,676,000																																											
	通常の寄付	164	24,037,893																																											
市議会からの申し出による議会費振替分		1	24,591,000																																											
合計		5,866	181,304,893																																											
活用用途	金額(円)																																													
1 医療体制の充実（市民病院への支援等）	50,000,000																																													
2 市民生活の支援（3割おトク商品券事業等）	30,000,000																																													
3 感染拡大の防止（新型コロナウイルス感染症対策事業等）	30,000,000																																													
4 その他（こども夢応援プロジェクト事業等）	10,000,000																																													
合計	120,000,000																																													
区分		金額(円)																																												
令和2年度中の受入寄附金の残額		61,304,893																																												
令和3年度における寄附金受入実績(6/25現在)	584件	13,089,500																																												
合計		74,394,393																																												
<p>公共施設の開設状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立施設の開館時間を20時までに短縮（1/14～2/28）</li> <li>市立施設の開館時間を21時までに短縮（3/1～3/7）</li> </ul>	<p>まん延防止措置として、市立施設は開館時間を原則20時までに短縮（6月21日から7月11日まで）</p>	<p>○社会教育施設等（県） 【令和3年6月21日～まん延防止等重点措置実施期間】</p>																																											

本市の対応状況について

資料3

区分	これまでの対応状況（数値は6月25日時点の基本）	前回会議（4月9日）以降の新たな取り組み	国・県の主な対応・要請等																
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市立施設は感染防止対策を徹底のうえで時間制限なく開館（3/8～4/16）</li> <li>市立施設の開館時間を20時までに短縮（4/17～）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>※市民会館、西部市民会館、中崎公会堂、市民ホールは21時まで</li> <li>・その他一部制限のある施設は下記のとおり                     <ul style="list-style-type: none"> <li>あかしこども広場（音楽スタジオ、ダンススタジオ中止）</li> <li>少年自然の家（管理宿泊棟は休止）</li> <li>高齢者ふれあいの里（お風呂は休止）</li> <li>総合福祉センター（温水プール中止）</li> <li>林崎松江海岸（バーベキュー可能エリアは中止）</li> <li>石ケ谷公園（バーベキューサイトは中止）</li> </ul> </li> </ul>	<p>県立施設については、感染防止対策を実施した上で開館する。</p> <p>○県立都市公園等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>感染防止対策を実施した上で開園する。</li> </ul>																
<p>イベント等</p>	<p>○ イベント開催にあたっては、国及び県の基準を踏まえて開催の可否を判断</p> <p>○ 実施にあたっては、「3つの密（密閉・密集・密接）」の回避を基本に身体的距離の確保、マスク着用等の感染防止策を徹底</p>	<p>○ 引き続き、イベントの開催にあたっては、国及び県の基準を踏まえて開催の可否を判断（6/21～7/11の基準）</p> <table border="1" data-bbox="1166 674 2006 900"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>収容率</th> <th>人数上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの</td> <td>100%以内</td> <td rowspan="2">5000人以下</td> </tr> <tr> <td>大声での歓声・声援等が想定されるもの</td> <td>50%以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>※人数上限と収容率要件による人数のいずれか少ない方を限度</p>	区分	収容率	人数上限	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	100%以内	5000人以下	大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%以内	<p>○外出自粛等の要請（法第31条の6第2項等）</p> <p>(1) 不要不急の外出自粛等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛や混雑している場所や時間を避けて行動すること、特に感染拡大地域への往来及び県境を越えた往来の自粛を要請する。</li> <li>時短要請時間外に飲食店等にみだりに出入りしないこと、業種別ガイドライン等に基づく感染防止策が徹底されていない飲食店、カラオケ店など）の利用の自粛を要請する。</li> <li>酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等における飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛を要請する。</li> </ul> <p>(2) 5つの場面の注意等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」に注意する。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・飲酒を伴う懇親会等</li> <li>・大人数や長時間におよぶ飲食</li> <li>・マスクなしでの会話</li> <li>・狭い空間での共同生活</li> <li>・休憩室、喫煙所、更衣室等</li> </ul> </li> </ul> <p>(3) 飲食等</p> <p>会食は同居家族を除き、1グループ4人以内とし、長時間の飲食は控える。</p> <p>○イベントの開催自粛要請等（法第24条第9項）</p> <p>【令和3年6月21日～令和3年7月11日】</p> <table border="1" data-bbox="2036 1598 2837 1871"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>収容制限</th> <th>人数上限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの</td> <td>100%以内</td> <td rowspan="2">5,000人</td> </tr> <tr> <td>大声での歓声・声援等が想定されるもの</td> <td>50%以内</td> </tr> </tbody> </table> <p>(収容定員と人数上限のいずれか小さい方)</p> <p>※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内）内では座席間隔を設けなくともよい。</p>	区分	収容制限	人数上限	大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	100%以内	5,000人	大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%以内
区分	収容率	人数上限																	
大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	100%以内	5000人以下																	
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%以内																		
区分	収容制限	人数上限																	
大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	100%以内	5,000人																	
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%以内																		

本市の対応状況について

資料3

区 分	これまでの対応状況（数値は6月25日時点の基本）	前回会議（4月9日）以降の新たな取り組み	国・県の主な対応・要請等
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・21時までの営業時間短縮を要請</li> <li>・イベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、必ず県対策本部事務局への事前相談をするように要請</li> </ul>
<p>条例制定</p>	<p>(1) 「明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例」の制定                      新型コロナウイルス感染症の影響を受ける市民などへの「総合的支援」と、感染者等に対する偏見や誹謗中傷などの「差別的取扱いの禁止」を柱とした条例を制定。(R3.3月施行)</p> <p>【条例の主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①市の実施する総合的支援                         <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民、事業者への支援</li> <li>・施設等への支援</li> </ul> </li> <li>②差別的取扱いの禁止</li> <li>③市の責務等について規定</li> </ul>	<p>(1) 「明石市新型コロナウイルス感染症の患者等に対する支援及び差別禁止に関する条例」の改正案の検討                      新型コロナウイルス感染症のワクチン接種を進めていくにあたり、希望する全ての市民が安心してワクチン接種を受けられるよう、市が行う合理的配慮について定めるとともに、ワクチン接種を受けていない人に対する差別的取扱いを禁止するため、条例の一部改正を検討。</p> <p>【条例の改正ポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①ワクチン接種を受けることに困難や不安等を感じている市民に対して、合理的な配慮を行います。</li> <li>②ワクチン接種を受けていない人への差別的取扱いを禁止します。</li> </ul> <p>【今後のスケジュール】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2021年7月 パブリックコメントの実施（7/1～7/30）</li> <li>8月 パブリックコメントを踏まえた改正案の検討</li> <li>9月 議会提案。改正案の審議、議決                      条例施行（予定）</li> </ul>	